

● 東北の元気、日本の元気を青森から

会議資料

八戸市復興計画推進市民委員会

八戸市

平成24年8月7日

復興計画に係る進行管理の概要

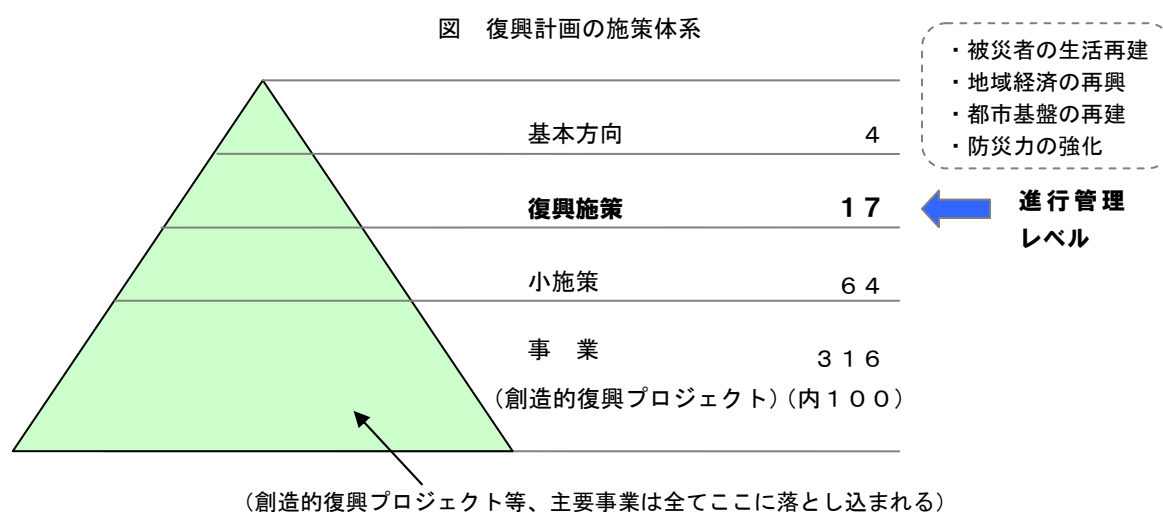
1. 目的

- 平成 23 年度から平成 32 年度の 10 ヶ年で取り組むべき具体的な復興施策や事業を定めた「八戸市復興計画」の着実な推進を図るため、PDCA サイクルによる適切な進行管理を行う。

2. 進行管理方法

(1) 進行管理レベル

- 「復興計画」の柱である 4 つの基本方向（被災者の生活再建・地域経済の再興・都市基盤の再建・防災力の強化）を構成している復興施策 17 項目について、進行管理を行う。



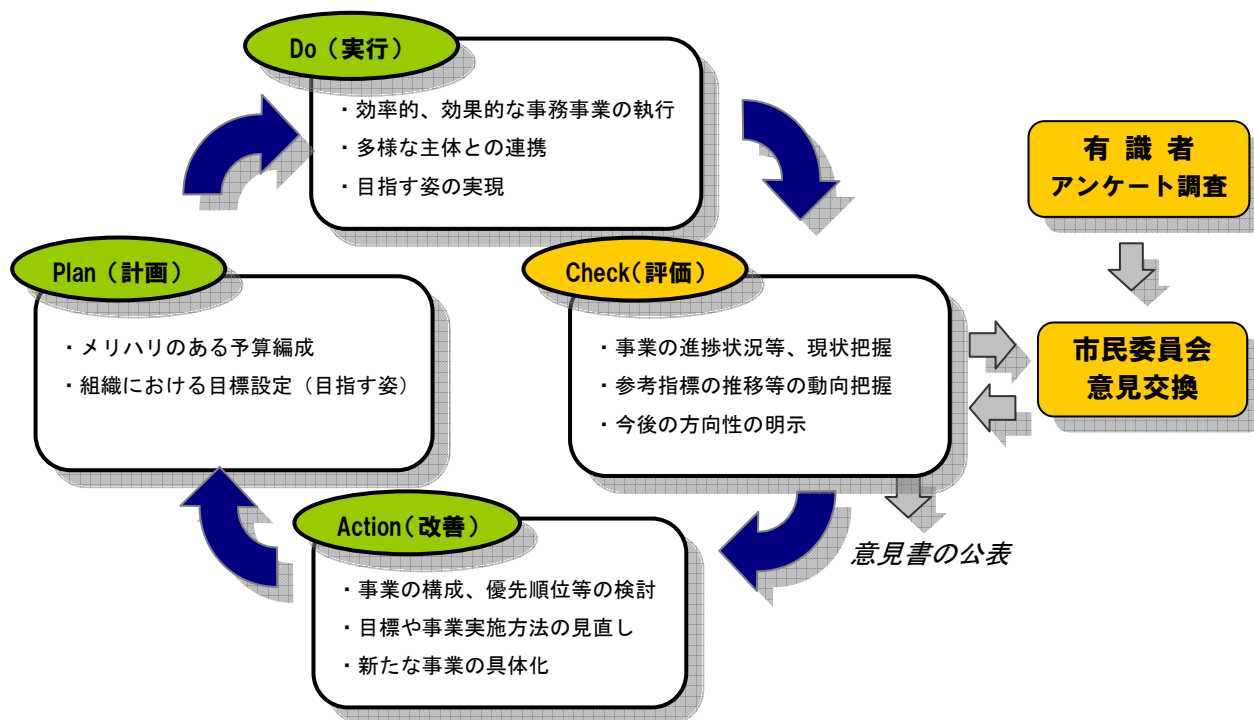
※創造的復興プロジェクト等、主要事業はデータベース化し、一元的に進行状況を把握している

- 主要事業の進捗状況（事業レベル）や有識者アンケートの結果・参考指標の動向（復興施策レベル）など、施策や事業の進捗状況をもとに、復興施策レベルでの計画の達成状況を検証する。
- 検証の結果、達成状況向上のために必要とされた施策や事業に対する改善案を、次の施策体系の構築や新たな事業の具体化・事業の見直しにつなげるため、PDCA サイクルを活用する。
- なお、復興計画は、第 5 次八戸市総合計画を補完する震災対策の特別計画と位置づけられていることから、進行管理に当たっては、総合計画との整合性に留意することとする。

(2) PDCA サイクル

- 復興計画の進行管理に PDCA サイクルを活用することで、復興計画に示された各施策における「目指す姿」の実現を目指す。
- 市民委員会は、PDCA サイクルの C (Check) の役割を担う。
- 市民委員会は、施策の執行結果 (Do) を検証し、施策の達成状況や今後の方向性などについて意見を述べる (Check)。関係課は、提出された意見を元に、次年度の予算要求に当たっての改善につなげ (Action)、予算編成に反映させていく (Plan) という、PDCA サイクルによる継続的な進行管理システムとする。

図 PDCAサイクルによる進行管理システム



八戸市復興計画推進市民委員会の概要について

1. 目的

- 東日本大震災からの復旧・復興に向けて、平成23年9月26日に策定した八戸市復興計画の適切な進行管理を行うため、市の総合計画と同様に、市民で構成する委員会（市民委員会）を設置する。

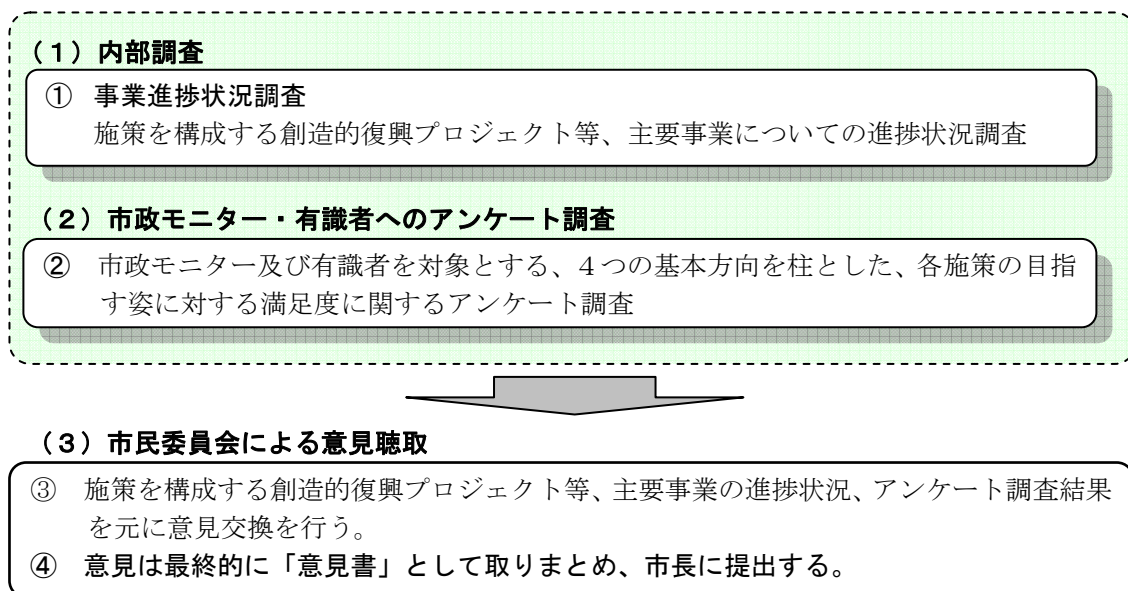
市民委員会は復興計画の重点事業である8つの「創造的復興プロジェクト」の事業（100事業）を中心に、計画を構成する4つの基本方向（①被災者の生活再建、②地域経済の再興、③都市基盤の再建、④防災力の強化）ごとに施策17項目に対して意見を述べ、事業の見直しなど、次年度の事業計画に反映させる。

2. 委員構成

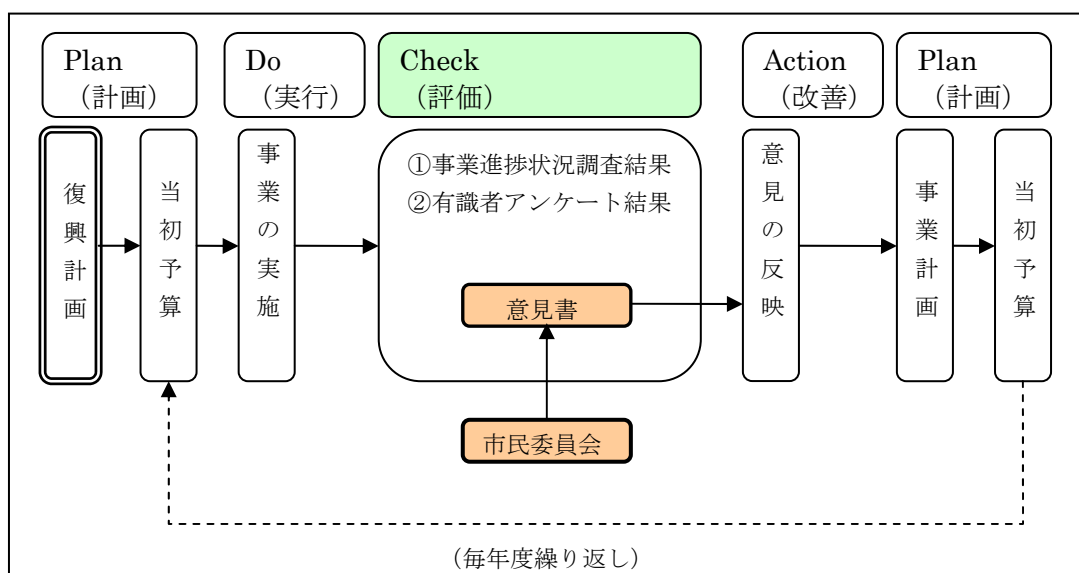
- 復興計画の策定に携わった委員及び団体の推薦者等 7名 + 公募委員 1名 の計8名

3. 審議方法

- 市民委員会は、事業の進捗状況、有識者アンケートの結果等を踏まえて、施策の達成状況や今後の方向性などについて、「意見書」としてとりまとめ、市長に提出する。



(市民委員会の意見と事業計画との関係)



4. スケジュール（予定） ※委員の日程調整のうえ決定

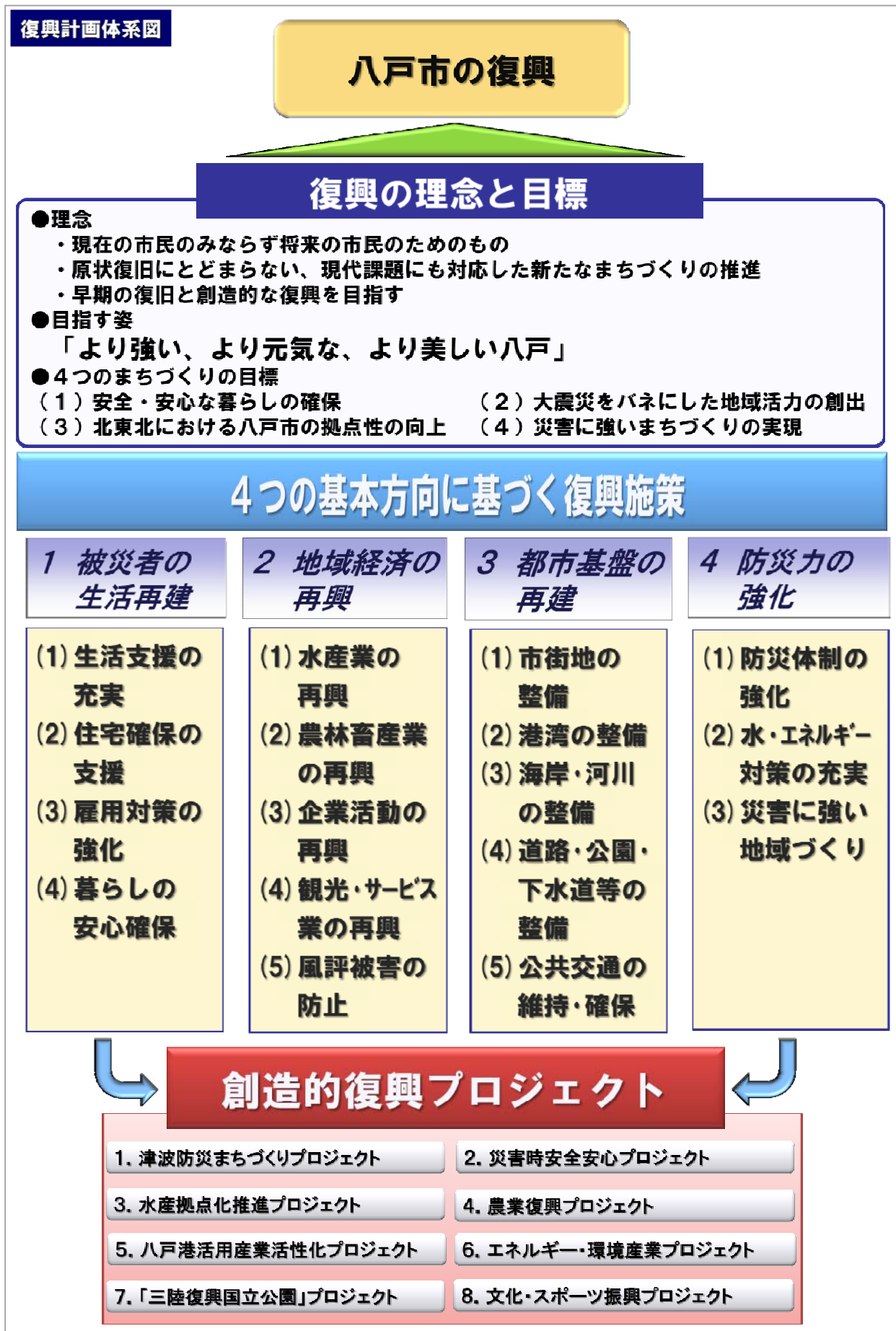
		市民委員会
平成 24 年度	6 月	・公募委員の募集（6月20日～7月4日）
	7 月	・委員の選定
	8 月	第1回市民委員会（8月7日（火）10:00～12:00） ・委嘱状交付 ・意見聴取「基本方向1. 被災者の生活再建」
		第2回市民委員会（8月30日（木）15:00～17:00） ・意見聴取「基本方向2. 地域経済の再興」
	9 月	第3回市民委員会（9月26日（水）15:00～17:00） ・意見聴取「基本方向3. 都市基盤の再建」 ・意見聴取「基本方向4. 防災力の強化」
10 月	第4回市民委員会（10月12日（金）15:00～17:00） ・市民委員会「意見書」のとりまとめ 第5回市民委員会（10月26日（金）） ・予備日程（必要に応じて開催） ・市民委員会意見書提出（中旬～下旬） (委員会→市長)	

※「意見書」の内容は、10月以降の当初予算編成に反映させる。

※総合計画との整合性について

- ・復興計画は、第5次八戸市総合計画を補完する震災対策の特別計画と位置づけられていることから、復興計画の進行管理に当たっては、総合計画との整合性に留意することとし、必要に応じて、「八戸市総合計画推進市民委員会」（7～10月に開催）と意見調整を図る。

5. 復興計画施策一覧（17 施策）



市民委員会委員名簿

敬称略:50音順

氏 名	備 考
石川 宏之	公 募
澤 藤 孝之	八戸港振興協会 専務理事
関 秀 廣	八戸工業大学 学長補佐 教授
中上 千壽子	白銀公民館 館長
西 川 禎	八戸商工会議所青年部 会長
宮 崎 光 弥	八戸市社会福祉協議会 常務理事
山 道 直 樹	連合青森三八地域協議会 事務局長
類 家 伸 一	特定非営利活動法人 循環型社会創造ネットワーク 理事長

八戸市復興計画推進市民委員会設置要綱

(設 置)

第1条 八戸市復興計画（以下「復興計画」という。）の着実な推進を図るため、八戸市復興計画推進市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職 務)

第2条 委員会は、復興計画の推進について審議を行い、市長に提言する。

(組 織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、八戸市復興計画の策定にあたり、八戸市復興計画検討会議の委員として参画した者、委員が所属する団体が推薦する者又は優れた識見を有する者及び公募に応募した市民のうちから市長が委嘱する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から、委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の委員会は、市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、政策推進課において処理する。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から実施する。

審議 1 復興計画推進市民委員会の運営方法について

- ① 会議は公開とする。
- ② 傍聴者は、会議で発言することはできない。
- ③ 会議における発言は議事録として記録される。
- ④ 議事録は公開する。